

小松市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、本市の公共交通政策を総合的かつ円滑に推進するため協議するとともに、同法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、小松市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、石川県小松市小馬出町91番地小松市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における、運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 法第79条の12第1項第4号の規定する合意の解除に関する事項
- (7) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 国及び県の関係行政機関の職員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、学識経験者その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3)監 事 2人

- 2 会長は、小松市副市長をもってこれを充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により会議を開催できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議事を決することができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第10条 協議会は、第3条第5号から第7号に掲げる自家用有償運送運営に関する事項を協議するため、福祉有償運送運営専門部会（以下「専門部会」という。）を設ける。

- 2 専門部会に、専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、市長が、有償運送の利用者の代表及び地域のボランティア団体の代表などから委嘱又は任命する。
- 4 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 5 専門部会に専門部会長（以下「部会長」という。）を置き、部会長は委員の互選によってこれを定める。
- 6 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会長に事故あるときは、その専門委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 8 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。ただし、委員及び専門委員委嘱後の最初の会議は、会長が招集する。
- 9 第8条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 10 専門部会の決議は、これをもって協議会の決議とすることができる。ただし、適宜協議会に報告することとする。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小松市ふるさと共創部市民協働課に置く。ただし、専門部会に関しては、小松市予防先進部長寿介護課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年2月16日から施行する。
- 2 協議会の設置当初の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。